

規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十二号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中

「	ふりがな	(氏)	(名)	」
氏	名			

「

旧姓併記の有無	有	無
希望のふりがな	(氏)	(名)
ふりがな	(氏)	(名)
氏	(旧姓)	

を

「				」

に改め、同様式の注に次のように加える。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

様式第六号中

「	ふりがな	(氏)	(名)	(氏)		」
氏	名					
※通称						

「	旧姓併記の有無	有 ・			」
希望のふりがな	(氏)	(名)	(氏)		
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)		
氏	(旧姓)		(旧姓)		
※通称					

を

(名)				

無
(名)

に改め、同様式の注に次のように加える。

--	--

4 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

様式第九号中

氏	名	
---	---	--

を

氏	名	(旧姓)	
---	---	------	--

に改め、同様式の注に次のように加える。

--	--

3 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の保健師助産師看護師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。